

令和元年6月18日
福祉部障害者施策課

(仮称) 江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する
条例案の概要について

1 条例案の概要について

(1) 目的

手話を含む障害者の意思疎通手段について、それぞれの障害特性に配慮した意思疎通手段を利用しやすい環境を整備することにより、障害のある人もない人も分け隔てなく理解しあうことを目的とする。

(2) 定義

- ① 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとする。
- ② 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとする。
- ③ 意思疎通手段とは、手話、要約筆記、点字、音訳、筆談、代筆及び代読、重度障害者用意思伝達装置、その他の障害者が意思疎通を図るために必要とする手段とする。
- ④ 区民とは、区内に居住する人だけでなく、区内で働き、学ぶなど、区内で活動するすべての人とする。
- ⑤ 事業者とは、区内において事業活動を行う法人その他の個人、団体とする。

(3) 区の責務、区民及び事業者の役割

- ① 区は、障害への理解促進及び意思疎通手段の普及に関する施策を推進するものとする。
- ② 区民は、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。
- ③ 事業者は、区が推進する施策に協力するよう努めるとともに、利用しやすい環境整備に努めるものとする。

(4) 施策の実施

区は、以下の施策を推進するものとする。

- ① 意思疎通手段の普及のための啓発
- ② 意思疎通手段の利用に資する環境整備
- ③ 意思疎通手段を習得する機会の提供
- ④ 意思疎通手段による情報の発信

2 パブリックコメントの実施について

(1) 実施期間

令和元年8月11日（日）～9月1日（日）

(2) 周知方法

区報【令和元年8月11日号（パブリックコメント特集号）】

区ホームページ

(3) 条例案の概要閲覧場所

障害者施策課窓口、こうとう情報ステーション、各出張所、保健所、各保健相談所、各図書館、区ホームページ

(4) 意見の提出方法

郵送、ファクス、区ホームページ、障害者施策課窓口

(5) 提出された意見の取り扱い

提出された意見については、条例制定の参考とする。なお、意見に対する個別回答は行わないが、後日、区報・ホームページにて、提出された意見と、それについての区の考え方を公開予定

3 区民説明会の開催について

令和元年8月に2回実施予定

4 その他

令和2年第1回定例会において提案し、同年4月1日施行予定

<参 考> 他区の手話言語条例、コミュニケーション条例の制定状況

- ・ 千代田区障害者の意思疎通に関する条例（H28.10.20 施行）
- ・ 墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例（H31.4.1 施行）
- ・ 豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例（H31.4.1 施行）
- ・ 荒川区手話言語条例（H30.7.17 施行）
- ・ 足立区手話言語と障がい者の意思疎通に関する条例（H31.4.1 施行）
- ・ 葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（H31.4.1 施行）
- ・ 江戸川区手話言語条例（H30.4.1 日施行）